

# 居住支援推進空き家利活用モデル事業 Q&A 集

## ◆ Q&A 項目一覧

### 1. 補助対象者に関すること

- Q1-1 補助金の申請が可能な対象者は、どういう人ですか？
- Q1-2 「佐賀県が指定した居住支援法人と連携して…」とありますが、連携とは具体的にどのようなことですか？

### 2. 補助対象住宅に関すること

- Q2-1 どんな空き家が対象になりますか？
- Q2-2 「空き家は、耐震性を有するものであること。（昭和56年5月31日以前に着工したものである場合、・・）」とありますが、具体的に教えてください。
- Q2-3 旧耐震基準の住宅であるが、既に耐震改修工事を行っている場合、どうしたらよいですか？
- Q2-4 併用住宅における居住の用に供する部分以外の部分（倉庫、店舗、作業場等）の改修工事は補助の対象となりますか？
- Q2-5 県は、募集にあたって空き家の情報を提供してくれますか？
- Q2-6 倉庫やカーポート等の付属建物付きの空き家を購入した場合、付属建物の購入費は補助の対象となりますか？対象とならない場合、対象となる建物だけの契約書の作成が必要ですか？

### 3. 補助対象工事等に関すること

- Q3-1 どんな事業、工事が対象になりますか？
- Q3-2 「改修工事等」とはなんですか？
- Q3-3 自分で材料を買ってきて工事をした場合は対象になりますか？  
また、大工本人が所有する空き家を改修する場合は、補助対象になりますか？
- Q3-4 耐震診断を受けない耐震改修工事は対象となりますか？

### 4. 申請手続きについて

- Q4-1 改修工事に補助の対象となる工事と対象外となる工事がある場合は、契約書や見積書を分ける必要がありますか？
- Q4-2 郵送やメールでも申請できますか？
- Q4-3 工事着手後に工事の内容を変更する場合は何か手続きが必要ですか？

### 5. その他

- Q5-1 改修工事に取り掛からなければ、申請の前に契約してもよいですか？  
既に契約している場合は対象にならないですか？
- Q5-2 補助金は上限額以内であれば何回でも受けられますか？
- Q5-3 実績報告の際に領収書が必要とのことですが、クレジット払いの場合はどうしたらよいですか？
- Q5-4 県内業者とはどのような業者ですか？
- Q5-5 工事を行う業者は、建設業の登録や、何か資格を持っていないといけないですか？

## 1. 補助対象者に関すること

### Q1-1 補助金の申請が可能な対象者は、どういう人ですか？

- A. 補助金の交付対象となる方は以下に当てはまる方です。
1. 佐賀県が指定した居住支援法人
  2. 佐賀県が指定した居住支援法人と連携して居住支援活動を行う個人又は団体

居住支援法人とは、住宅セーフティネット法第40条に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を養育する者などの住宅の確保に配慮を要する方（住宅確保要配慮者）が円滑に民間賃貸住宅等に入居できるように入居に係る住宅情報の提供、相談又は見回りなどの生活支援等を行う法人です。

実施する業務内容、活動範囲等は団体ごとに異なりますので、県のホームページからご確認下さい。

#### 【佐賀県が指定した居住支援法人】

- 特定非営利活動法人 空家・空地活用サポートSAGA
- 一般社団法人 すまいサポートさが
- 特定非営利活動法人 市民生活支援センター ふくしの家
- 一般社団法人 地域資源活用推進協会
- NPO法人 ひのき

佐賀県住宅確保要配慮者居住支援法人

<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00360282/index.html>



### Q1-2 「佐賀県が指定した居住支援法人と連携して…」とありますか、連携とは具体的にどのようなことですか？

- A. 連携の例としては、以下のようないがあります。
- 空き家を購入して、住宅確保要配慮者専用住宅として改修し、居住支援法人とサブリース契約を締結する
  - 所有する空き家を改修し、居住支援法人が居住支援活動の拠点として利用するため提供する。 など

本支援事業を利用して実施した居住支援活動等の内容については、実施した年度の翌年度以降に開催される居住支援協議会※等で、居住支援法人に報告していただく場合があります。

※住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施するもの

## 2. 補助対象住宅に関すること

### Q2-1 どんな空き家が対象になりますか？

A. 以下に該当する空き家が対象となります。

- ・佐賀県内に存する専用住宅及び併用住宅、兼用住宅（居住の用に供する部分の床面積が延床面積の2分の1以上のものに限る）
- ・過去に住宅として使用され、申請時点で使用されていないことが常態である<sup>※1</sup>住宅
- ・空き家が昭和56年（1981年）5月31日以前に着工した建築物である場合、耐震診断及び耐震改修工事等を行うもの<sup>※2</sup>
- ・補助金の交付決定前に、購入に係る契約を締結していないもの

※1：人の住居等として使用する等、建築物として現に意図をもって使用されていないことが、申請時点で概ね年間を通して継続している状態のもの（空き家の維持管理のための人の出入り等は除く）

※2：本支援事業で、耐震改修工事等を実施する場合も可

### Q2-2 「空き家は、耐震性を有するものであること。（昭和56年5月31日以前に着工したものである場合、・・）」とありますが、具体的に教えてください。

A. 昭和56年5月31日以前に工事着工した住宅は、建築基準法改正前の旧基準により建設されているため、耐震性能が低い可能性があります。

このため、補助金交付要綱に定める耐震診断を行い、耐震性能が基準に満たない場合は、耐震改修工事を行っていただくことが補助の要件となっています。

昭和56年5月31日以前に工事着工したかどうかは、建設当時の建築確認申請の関係書類、建物登記簿等を基に、着工の時期を確認してください。

なお、建設当時に建築確認申請書が提出された住宅については、建築物が存する所管行政庁（佐賀市内の場合、佐賀市建築指導課、その他については、各地区の土木事務所）にお問い合わせいただくと、建築の着工時期が分かる場合もあります。

また、対象となる住宅が十分な耐震性能を有する場合は補助金交付申請時点で、本補助事業によって耐震改修工事を行う場合は工事完了後、実績報告書の提出時に確認を行います。

### Q2-3 旧耐震基準の住宅であるが、既に耐震改修工事を行っている場合、どうしたらよいですか？

A. 規定の耐震診断基準により耐震診断が行われ、その結果に基づいて、耐震改修工事を実施していることがわかる書類の写しを添付してください。

（例：設計・工事監理等を行った建築士が作成した耐震性能証明書等）

### Q2-4 併用住宅における居住の用に供する部分以外の部分（倉庫、店舗、作業場等）の改修工事は補助の対象となりますか？

A. 居住の用に供する部分以外の部分における改修工事は補助の対象外です。

**Q2-5 県は、募集にあたって空き家の情報を提供してくれますか？**

- A. 県から空き家情報提供は行いませんので、ご自身で探していただき、所有者と合意の上、申請していただくことになります。

**Q2-6 倉庫やカーポート等の付属建物付きの空き家を購入した場合、付属建物の購入費は補助の対象となりますか？**

対象とならない場合、対象となる建物だけの契約書の作成が必要ですか？

- A. 付属建物の購入費は対象となりません。

契約書を二つに分ける必要はありませんが、補助対象部分と対象外部分が分かる内訳明細書を添付してください。

### 3. 補助対象工事等に関するここと

**Q3-1 どんな事業、工事が対象になりますか？**

- A. 以下のような事業や工事が対象となります。

- 居住支援活動を行うための空き家の購入

※空き家の敷地を含めて購入する場合は、敷地の購入費を含みます。

※土地のみの購入は対象となりません。

- 居住支援活動を行うための空き家の改修工事

- 空き家を住宅確保要配慮者専用住宅に改修するために行う以下の工事

対象工事	工事内容
間仕切り変更工事	間仕切り壁を取り扱うなど、使い勝手を考慮して部屋数又は部屋の配置を変更する工事
バリアフリー改修工事	手すりの設置、出入口の段差解消等
防火・消火対策工事	消火設備・警報設備・避難設備の設置、非常用照明・防火戸の設置、内装材の不燃化工事等
子育て世帯対応改修工事	柱の角の面取り及びクッションの設置、カメラ付きインターホン設置等
耐震改修工事	要綱別表2(2)項に定める耐震改修工事
省エネルギー改修工事	開口部に係る断熱改修、外壁・屋根・天井又は床に係る断熱改修等
交流スペース（コミュニケーションスペース）を設置する工事	
見守りサービス等を行うための設備の設置に係る工事	
賃貸住宅として貸し出せる状態とするために最低限必要となる工事	

- 居住支援法人が居住支援活動を行うために必要となる施設の整備に係る工事\*

※居住支援法人の福利厚生を目的とした施設など、直接居住支援活動の用に供されないものの整備に係る工事を除く。

### Q3-2 「改修工事等」とはなんですか？

- A. 本事業での「改修工事等」とは、住宅等の全部又は一部を修繕、補修、補強又は改修する工事、もしくは、住宅等の一部を増築又は改築する工事のことです。  
(増築、改築部分の床面積が増築、改築後の既存分の床面積を超える工事を除く。)

### Q3-3 自分で材料を買ってきて工事をした場合は対象になりますか？

また、大工本人が所有する空き家を改修する場合は、補助対象になりますか？

- A. 対象になりません。業者と請負契約を締結する工事が対象です。  
なお、申請者の経営する会社（個人・法人）が所有する空き家の改修工事等を自ら行う場合については、個別に県にご相談ください。

### Q3-4 耐震診断を受けない耐震改修工事は対象となりますか？

- A. 対象なりません。耐震改修は確実にその効果を発揮することが出来るよう、専門家による耐震診断、耐震補強計画が必要になりますので、耐震性能に不安がある場合は、ぜひ専門家にご相談ください。  
耐震性能に関するご相談は、『佐賀県安全住まいづくりサポートセンター』へ  
お問合せ先：事務局（一般社団法人佐賀県建築士会） TEL：0952-26-2198  
※本補助事業により、耐震改修工事に係る補助を受けるためには、耐震診断を行った上で、補助金交付要綱別表2に定める方法により工事を行うことが必要です。

## 4. 申請手続きについて

### Q4-1 改修工事に補助の対象となる工事と対象外の工事がある場合は、契約書や見積書を分ける必要がありますか？

- A. 契約書等を二つに分ける必要はありませんが、補助の対象部分と対象外部分がわかる内訳明細書を添付してください。

### Q4-2 郵送やメールでも申請できますか？

- A. 郵送での受付は可能ですが、メールでの申請は受け付けておりません。  
郵送で送付される場合は、申請締め切り当日（令和6年12月27日）の消印有効とします。

### Q4-3 工事着手後に工事の内容を変更する場合は何か手続きが必要ですか？

- A. 以下に当たる場合は、変更申請等の手続きが必要です。
- 補助金額に変更がなく、補助対象経費の区分間の20%以内の金額の変更
  - 入札を実施したことによる補助金額の減額の場合
- 判断に迷う場合は、申請窓口にご相談ください。

## 5. その他

**Q5-1 改修工事に取り掛からなければ、申請の前に契約してもよいですか？**

既に契約している場合は対象にならないのですか？

A. 対象になりません。補助金の交付決定の通知日以降に、空き家の購入に係る契約及び改修工事の着手が必要です。

**Q5-2 補助金は上限額以内であれば何回でも受けられますか？**

A. 1住宅当たり1回限りです。

1回目の申請で上限額に達していない場合でも2回目の申請はできません。

**Q5-3 実績報告の際に領収書が必要とのことです、クレジット払いの場合はどうしたらよいですか？**

A. クレジット払いやローンによる支払の場合は、クレジット会社などから請負業者に工事代金が振り込まれたことを示す書類（振込通知書や代金が振り込まれた通帳のコピー等）を添付してください。

※原則として、請負業者に工事代金の全額が支払われなければ、補助金の交付はできません。

**Q5-4 県内業者とはどのような業者ですか？**

A. 県内業者とは、佐賀県内に居住する個人事業者又は県内に本店を置く法人事業者のことを行います。県外に本店を置く場合は、佐賀県内に営業所等を置いている場合であっても対象なりません。

なお、今回の補助事業を行うために締結する契約については、佐賀県一カル発注促進要領のとおり、県内業者と契約するように努めてください。県外業者と契約される場合は、「県外企業と契約する理由書」等の提出をお願いすることになりますので、ご協力ください。

**Q5-5 工事を行う業者は、建設業の登録や、何か資格を持っていないといけないのでですか？**

A. 補助金を受けるにあたって、建設業の登録や何かしらの資格が必要というわけではありませんが、住宅関連の工事を専門に行っている法人事業者や個人事業者など、信頼のおける業者に依頼されることをお勧めします。

また、工事の規模によっては、建設業の許可が必要な場合があります。